

長野県子どもの自殺危機対応チーム事業実施要綱

(目 的)

第1条 長野県（以下「県」という。）は、令和5年度から9年度を計画期間とする「第4次長野県自殺対策推進計画」に基づき、「子どもの自殺ゼロ」を実現するため、多職種の専門家により構成する「子どもの自殺危機対応チーム（以下「危機対応チーム」という。）」事業を実施する。

(業 務)

第2条 危機対応チームは自殺のリスクを抱える子どもに関する次に掲げる業務を担う。

- (1) アセスメントに関すること
- (2) 支援方針の策定に関すること
- (3) 支援方針に基づく支援に関すること
- (4) 支援後のフォローアップに関すること
- (5) 地域の支援者に対する助言に関すること
- (6) 支援結果の検証・評価に関すること
- (7) その他子どもの自殺危機対応に関すること

(組 織)

第3条 危機対応チームは次に掲げるチームによって構成する。

(1) コアチーム

県内に1チーム設置し、前条第6号及び第7号並びに地区チームが行う業務に関する助言・支援を担う。

(2) 地区チーム

東信、南信、中信、北信の4地区に各1チーム設置し、前条第1号から第5号及び第7号を担う。

2 各チームのメンバーは、次の各号に掲げる者の中から県が適任者を委嘱する。

- (1) 精神科の医師
- (2) 弁護士
- (3) 公認心理師又は臨床心理士
- (4) 精神保健福祉士
- (5) 自殺対策に取り組む民間団体
- (6) インターネットトラブルに関する有識者
- (7) その他子どもの自殺について精通していると認める者

3 支援要請ケースごとに該当地区の精神保健福祉士の中から、支援要請ケースの初動対応等を行う事務局コーディネーター及び支援ケースを総括する調整担当を事務局において調整し選任する。

(会 議)

第4条 コアチームの会議は、支援要請ケースの検証等のため定期的を開催するほか、必要があるときは臨時に開催することができる。

- (1) コアチームの会議は県が招集する。
- (2) コアチームの会議には座長を置き、議事の進行を行う。
- (3) 座長はコアチームのメンバーの互選により選任する。

2 地区チームの会議は、支援要請に基づく支援方針の検討等を行うため随時開催する。

- (1) 地区チームの会議は県が招集する。
- (2) 地区チームの会議は支援の中心となる調整担当が議事の進行を行う。

3 各チームは、必要があると認めるときは、メンバー以外の者に会議への出席を依頼し、又は出席を求めることができる。

4 各チームの支援技術の向上を図るため、支援状況を共有し、意見交換等を行う、事務局コーディネーター・調整担当の連絡会議を随時開催する。

(1) 連絡会議は県が招集する。

(2) 連絡会議の議事進行は、参加メンバーの中から事務局コーディネーターが選任する者が行う。

(事務局)

第5条 危機対応チームの事務局は、長野県自殺対策推進センター（長野県精神保健福祉センター）及び長野県健康福祉部保健・疾病対策課が務める。

(補 則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、危機対応チームの運営に関し必要な事項は、別途定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。